

厚生常任委員会

令和8年6月9日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子

齋藤 文夫

中川 議長

○奥村 容子

坂口 徹

溝部真紀子

井上 卓也

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	松岡 洋右	住 民 生 活 部 長	中原 潤
福 祉 課 長	大塚 美季	同 課 長 補 佐	明石 将樹
子育て支援課長	佐谷 容子	同 課 長 補 佐	富井 千晶
健康対策課長	徳田 貴世	同 課 長 補 佐	三原 進也
国保医療課長	竹山 潔	同 課 長 補 佐	細川 友希
環境対策課長	峯川 敏明	同 課 長 補 佐	土谷 純
住 民 課 長	猪川 恭弘		

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 奥村委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の全員協議会で、厚生常任委員会の委員構成が変わりました。

私、この1年間委員長を務めさせていただきます。奥村副委員長ともどもよろしく願いを申しあげます。

初めに町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、奥村委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

1. 付託議案、（1）議案第21号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第21号 令和8年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、補正予算書の9ページから10ページをご覧ください。

はじめに、歳出予算の補正についてでございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修のための費用として、140万3千円の増額補正をお願いいたします。

以上が、歳出の補正内容でございます。

次に、7ページから8ページをご覧ください。

続きまして、歳入予算でございます。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第7目 介護保険事業費補助金で、70万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第5目 その他一般会計繰入金で、70万2千円の増額をお願いするものであります。

それでは、恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長 以上で、議案第21号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議長 歳出で介護保険システム改修業務委託料で140万3千円、入で、国庫支出金で70万1千円、これはこのシステム改修をする業務の1/2を国から補助金でもらう形、そういう理解でええのかな。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 今、議長おっしゃっていただきました通り、こちらのシステム改修につきま

しては、介護保険事業費補助金として、国庫の補助、補助率2分の1でいただいております。

議 長 今までからシステム改修するとき、全然もらわれへんだということ多々あったと思うんやけど、そういうことなかったかな。もらえてない。全部町の負担でシステム改修してたっていうことようあるやんな。

福祉課長 国の方で対象とされるシステム改修につきましては、こちらの補助金ですけれども、これは対象外だということになりましたら、町費での改修をしているというところもございます。

議 長 対象になるものと、対象にならないものと、これはこうや、あっちやこっちやっていうのも難しいやろうけど、国の法律が変わったためにシステムを改修するのは、普通なんか対象になるように思ってしまうんやけど、国が変更したのに対象にならないということが多々あったということやな、ほんなら。

福祉課長 そうですね。議長おっしゃいましたとおり、制度改正によるものでも補助金がないという場合もございます。

議 長 国の決定やから、皆さんに言うてもしゃあないことなので、これでおいときます。

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 ちょっと私から教えてほしいと思うんですけど、このシステム改修の中身っていうのか、新しくなった分についてちょっと詳しく教えてください。
大塚福祉課長。

福祉課長	今回の改正につきましては、介護保険の施設に入られる際に、介護サービス費とは別に、食費や居住費というのを利用者に負担をいただくんですけども、所得や資産が一定以下の方の場合については、負担軽減のために、その負担の部分を本人の負担額に、上限、負担限度額というのが設けられています。今回の改正は、この負担限度額について、近年の物価等の上昇に伴いまして、施設じゃなくて在宅の方であったりとかとの公平性を総合的に勘案しまして、令和8年8月から引き上げるというものになります。具体的な内容といたしましては、食費では世帯全員から市町村人税の非課税で、一定の年金収入などがある利用者負担段階で言いますと、第3段階の①と第3段階の②の方、こちらの方の限度額が日額30円から60円の引き上げ、また居住費では第3段階の②の方の限度額が、一部の支出累計を除きまして日額100円引き上げられるものになります。
委員長	すみません。8月から実施されるということですが、この実際に減免というか、この引き下げられてなってもプラスになるってことは変わりがないわけですね、新しい。
福祉課長	そうですね、今の限度額、ここまでの金額っていうのが、先ほど申しました食費で30円から60円、居住費で100円引き上げられるということで、日額でそれだけ引き上げられる負担が多くなるという形にはなります。
委員長	施設に入っていらっしゃる方とかでもね、やっぱりあの、少しですけども、やっぱり年額にすると結構な金額がプラスされるということで、このことについては8月からの実施ですが、何ていうんですか、しっかりとした表になっているような、そういうもので示してくださることになるんですね、新しい。
福祉課長	こちらの方で広報等をしてまいります。
委員長	ありがとうございます。斑鳩町で、人数的にはどのぐらいっていうのは今、

分かりますか。

福祉課長　今の現状ですけれども、先ほど申しました食費であれば第３段階の１と２という方が対象なんですけれども、第３段階の１が今現状で２９人、２が１０２人という形になっております。

委員長　ありがとうございます。そしたら、私たちがきちんと見る機会がありますけど、その対象者の方とかにお知らせをするというといったらおかしいですけども、どういう形で、変更というか、増額になったっていうのをお知らせするようなのはどうなんですか、どうされますか。

福祉課長　更新がありますので、その際にですね、表と言いますか、周知のチラシの方を封入して投稿をさせていただきます。

委員長　ありがとうございます。結構でございます。
ほかにございませんか。

（　　なし　　）

委員長　これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員著　異議なしと認めます。よって、議案第２１号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、２．継続審査を議題とします。

（１）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。　峯川環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、2点、ご報告させていただきます。

まず、1点目でございます。令和7年度の廃棄物・資源物の排出量などがまとまりましたので、資料により、ご報告をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

資料1の1ページから3ページにかけましては、廃棄物・資源物排出量の種別・年度別比較といたしまして、1ページ目では家庭系廃棄物、2ページ目では家庭系資源物、3ページ目は、事業系廃棄物の区分での比較を表しております。

まず、1ページの家庭系廃棄物につきましては、令和7年度では、可燃ごみが前年度比99.1%、不燃ごみが前年度比93.5%、粗大ごみが前年度比97.5%、有害ごみが前年度比95.1%となり、家庭系廃棄物全体量は前年度比で約46t減少の約2,905t、率でいいますと1.6%の減となっております。

次に、2ページの家庭系資源物でございます。

資源化处理するために収集・回収いたしました7種別のうち、ペットボトル、生ごみ、小型家電が、令和7年度より増加しております。家庭系資源物全体量では、約10t減少の約1,750t、率でいいますと0.6%の減少となっております。

そして、家庭系廃棄物と家庭系資源物を合わせました、家庭系全体の排出量といたしましては、令和6年度に比べ、1.2%減少の約4,655tとなったところであります。

次に、3ページの事業系廃棄物でございます。令和7年度では、可燃ごみが前年度比99.2%、生ごみは前年度比112.8%となっております。また、枝葉・草類につきましては、前年度比102.3%、地域での清掃活動や環境パトロールで道路などに投棄されていた不燃ごみが、前年度比58%となり、事業系全体では、約9t増加の1,506t、率でいいますと0.6%の増となっております。

以上から、令和7年度の家庭系・事業系を合わせました総排出量は、約6,

161 tとなっており、令和6年度に比べ、率にして約0.8%、量にして約46 tの減という結果となっております。

次に、資料の4ページでは、住民一人1日あたりのごみ排出量の推移及びごみ資源化率の推移につきまして、ごみ処理有料化を始めました平成12年度と、過去5年、令和7年度までの推移を表しております。

まず、上段の住民一人1日あたりのごみ排出量の推移でございますが、令和7年度の住民一人1日あたりのごみ排出量は、672 gとなったところであります。令和6年度に比べ7 gの増となり、枝葉・草類の排出量（業者への搬出量）増加が主な要因となっております。

ちなみに、奈良県や全国と比較いたしますと、現時点では、奈良県や国のデータは令和6年度までしか公表されておられませんので、令和6年度の数値との比較となりますが、奈良県民一人1日あたりでは、831 g、国民一人1日あたりでは、839 gの排出量となっております。

次に、下段の資源化率につきましては、令和7年度、本町の資源化率は、前年度と比べ11.8%増の80.7%となっております。

資源化率の増加要因としましては、可燃ごみ処理委託先であります三重中央開発におきまして、令和6年6月から、可燃ごみの一部をメタン発酵処理し、バイオガスエネルギー化されていること、枝葉・草類の排出量が増加したことなどが主な要因でございます。

また、こちらも令和6年度の数値となりますが、奈良県の市町村平均資源化率は15.4%、全国の市町村平均資源化率は、19.3%となっております。

今後につきましても、ごみの発生抑制、生ごみ分別の促進や食品ロスの削減、事業系ごみの排出量の削減を進めますとともに、出たごみは可能な限り資源化処理を行うことで、資源化率を高め、ごみを燃やさない、埋め立てない、環境にやさしいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。戸別収集の全町実施についてでございます。

戸別収集の町全域での実施に向け、令和7年4月から実施しております、可燃ごみ・生ごみの戸別収集モデル事業、モデル期間終了後は、先行地域とし

て、引き続き、実施しておりますが、これまで順調に実施できているところでございまして、対象住民の皆様からごみ出しが楽になった、負担が減ったとのことで好評を得ており、他の地域の方からも、戸別収集の実施について、希望や問い合わせなども受けているところでございます。

こうしたなかで、2月の本委員会でもご報告させていただきましたとおり、本年10月から、家庭系可燃ごみと生ごみを対象に、戸別収集を全町的に実施し、高齢者のごみ出し支援の充実、ごみ集積所の維持管理に係る課題の改善、そして、生ごみの分別促進による資源化率の向上を図ってまいりたいと考えております。

戸別収集モデル事業での課題等を整理し、収集委託業者と協議・調整を行いながら、円滑で効率的な戸別収集体制を構築し、進めてまいります。

今後の進め方・スケジュールとしましては、本委員会の報告後、7月に広報、ホームページにより住民周知を行ってまいりますとともに、引き続き、収集体制・ルートの確認、委託業者との協議・調整、生ごみ拠点回収場所の増設や生ごみ分別バケツの配布等、準備を進めまして、10月からの実施に向け、取り組んでまいります。

また、実施後も、より円滑かつ効率的な収集体制の構築に向け、委託業者とも協議・調整を行いながら、進めてまいりたいと考えております。

続きまして、町全域での戸別収集の概要、具体的な内容でございます。

まず、収集の方法としましては、モデル事業と同様、戸別収集と現行のステーション収集の併用型で実施し、各世帯、地域の状況等にあわせて、ご都合の良い方法で、排出いただきます。

次に、収集日・時間につきましては、こちらもモデル事業と同様でございしますが、可燃ごみにつきましては、東地区・西地区ともこれまでのステーション収集と同様、東地区は毎週火・金曜日、西地区は毎週月・木曜日で、ステーション収集と戸別収集は同一の収集日となります。

生ごみにつきましては、東地区は、集積所・戸別収集とも、毎週火・金曜日でございますが、西地区は集積所に出す場合は毎週火・金曜日、戸別で出す場合は、毎週月・木曜日となります。

また、収集時間につきましては、午前8時から収集を開始し、可燃ごみ・生

ごみの順番でそれぞれ収集します。

次に、収集体制としましては、収集ルート・道路状況等に応じまして、町内全域、収集範囲をエリア分けしまして、可燃ごみはパッカー車3台と軽四トラック車4台で、その後、生ごみは、ダンプ車4台、軽四トラック車4台で、収集してまいります。

次に、排出方法としましては、こちらもモデル事業と同様でございますが、まず、可燃ごみについては、戸別で出される場合、集積所へ出されるのと同様に、町指定可燃ごみ袋に収納し、玄関先に排出していただきます。また、カラスや猫等の被害防止のための容器やネット等をご使用いただくことも可能としております。集積所に出される方は、これまでと変わりはありません。

次に、生ごみであります。戸別で出される場合、カラスや猫等の被害防止のため、生ごみ分別バケツ等の容器に収納して排出していただきます。この容器につきましては、風等で飛ばされないように、各家庭におきまして、おもしろや、くくりつけするなどして対策を講じていただくようお願いをしております。集積所の回収容器に出される場合は、これまでと変わりはありません。

以上が、町全域での戸別収集の概要でございます。

戸別収集の町全域における円滑な実施に向け、住民の皆様への周知を適切に行い、効率的な収集体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 まず一点目は、資料の1のですね、2ページ目ですけれども、生ごみが前年度よりも増えた。あわせて、可燃ごみが1ページ目の可燃ごみが減ったというのは、やはり去年の10月からモデル事業をやった結果で、このようなことになったということで、考えているのでしょうか。

委員長 峯川環境対策課長。

環境対策
課長 1 ページ目の家庭系の資源物ですね、の生ごみの方ですけれども、増えたことと、それから 1 ページ目の可燃ごみ減ったことにつきましては、委員おっしゃるように戸別収集モデル事業を実施したことに伴いまして、生ごみが増えたということと、それから可燃ごみも減少しているというのがひとつの要因であると考えております。

齋藤委員 もうひとつ、4 ページ目のですね、令和 7 年度、住民 1 人当たりの排出量が増えたということで、665 から 672 に増えておりますけれども、これの原因といいますのは、事業系の枝葉が増えたからということでしょうか。家庭系の枝葉は減っているんですけども、先ほどの枝葉が増えたから排出量が増えたという話だったんですけど、そういう意味でしょうか。

環境対策
課長 今委員おっしゃるように、事業系の枝葉草類が、業者の搬出量が増加したことと、人口の兼ね合いでちょっと減っているという部分もございますので、その部分で 1 人 1 日当たりが増えているということになります。

齋藤委員 住民 1 人当たりの排出量の中には、事業系も含めて計算しているんですか、それとも含めないで計算しているんでしょうか。

環境対策
課長 1 人 1 日当たりの分は、事業系も含めた総排出量で計算しております。資源化率と同様でございます。

齋藤委員 はい、わかりました。ということは、先ほど人口が減少しているから 1 人当たりが増えたという話もありましたけれども、やはり、人口の減少はあまり多くないと思いますので、やっぱり事業系が増えたからの方が比重が高いというふうに理解してよろしいでしょうか。

環境対策
課長 委員おっしゃるとおりでございます。事業系の枝葉草類の部分で増加しているということが原因でございます。

齋藤委員	もうひとつ、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、10月から始める住民の戸別収集につきましては、いろんな変更があるかも知れませんが、集める日はモデル地区と変更がないということで理解してよろしいでしょうか。
環境対策 課長	変更がないということを理解していただいて結構です。
委員長	他にございませんか。 中川議長。
議 長	一点だけ、すみません。事業系の生ごみも約4%、3.6、4%増えとんねんけど、過去には他町でパッカーに集めたごみを斑鳩町の焼却場の時に持ち込んだっていう話もあったと思うねんけど、今、斑鳩町では事業系の袋を有料で売って、販売してるわな。近隣の自治体では、例えば無料なんかな。事業系をね。なんでか言うたら、無料のやつを有料の袋入れるような人もおらんやろうから。他町とうちの斑鳩の事業系の値段、袋の費用っていうかな。そんな違いってどれくらいあるんやろう。近隣の町村は調べてない。
委員長	峯川環境対策課長。
環境対策 課長	議員おっしゃる事業系の、だいたい金額が同じということではちょっと情報を得ているんですけど、そういう細かいところはちょっと今わかりません。
議 長	ということは、やっぱり近隣の町も自治体も事業系も有料の袋に変わっているかということでええのかな。
環境対策 課長	生駒市も事業系の指定袋というのがあって、袋の方で排出するということをしていまして、事業系の減量のためにそういうところが増えているというところは聞いております。

議 長	極端にうちが安くなかったら、よそのごみを斑鳩の袋に入れることないやろうけど、同じような値段やったら、そんな無駄なことせんやろうけど、値段の差、一辺わかんねやったら。近隣の自治体の一辺ちょっと調べておいてもらえますかお願いします。
委員長	他にございますか。 溝部委員。
溝部委員	戸別収集スタートされるということで、モデル地区では概ね好評だったということを先ほどおっしゃっていただいたと思うんですけども、問題点というか何か課題っていうのがご意見としてあったとするならば、どういったものがあるのか教えていただきたいんですけども。
委員長	峯川環境対策課長。
環境対策 課長	これまでのモデル事業の時に、アンケート調査も実施しておりますけれども、その時にもいろいろと、ご意見をお聞きした中で、出てきましたが、やはり集積場所が増えるんで、収集に時間がかかったり、ちょっと遅れるんじゃないとか、そういったところの懸念であったりとか、そういったところが費用がかかるんじゃないのかなとか、そういうご意見はいただきましたけれども、やっぱり戸別収集することで、やはりこの家の前に設けるしごみ出しが楽になったというところであったりとか、そういった肯定的な意見が多かったのと、基本的にはその戸別を出して、それによって個人であまり困るというような意見はございませんでした。
溝部委員	ということはいただいた意見の中で特に大きく改善しないといけないというところはなかったということですかね。
環境対策 課長	そうですね、大きくその戸別収集の出し方等で改善する、例えば日とか出し方とかで改善はございませんが、やはり、効率的な収集とかですね、やっぱり時間的なものも含めて、できるだけ効率的に早くというか、収集できるように

っていうのを先ほど説明させていただきましたように、ルートとかも含めまして、取り忘れとかも含めてないように、また実施後もよりね、効率的に回れるようにっていうところも協議調整しながら進めてまいりたいと考えております。

溝部委員 ありがとうございます。これから夏に向けて、生ごみ、家の前に長いこと置いておきたくないとかっていうご意見を伺ってますので、ぜひ効率的によろしくをお願いします。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 この7月から、7月広報で周知されるというお話を聞かせていただきましたけれども、その広報をどういうふうに広報をしていかれるのか、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

委員長 峯川環境対策課長。

環境対策
課長 広報の方ですね、7月号で最初の1、2ページを使いまして、見開き使いまして、モデル事業の時もモデル事業ではやったんですけれども、それをちょっとまた大きく可燃ごみ、戸別収集、全町的に実施しますということで、今、申しあげました収集日であったり、収集方法、それからまずはその戸別収集、どういうふうなことかっていうところからも含めて、皆さん分かってもらいやすいようにっていうのと、あと戸別とステーション収集の併用できますよということも含めて、基本的なところから、あとQ&Aも含めまして入れさせてもらって、住民周知を図ってまいりたいと考えております。

奥村委員 モデル地域に入っておられない方も、例えば自治会に入っておられる方は、自治会長さんからそれなりの情報を受けて進んでいくんだらうなっていうことは分かっておられる方もあると思うんですけれども。例えば、自治会に入っておられない方とか、その方に対しても、またスムーズに進みますように、よろ

しくお願いしたいと思います。

委員長 他にございませんか。 中川議長。

議長 今、課長言ってたステーションを利用すると併用できるということやけど、それは選択制で、ここに家の前を置くと、うちの地区はステーションに置くっていうのを選択制にしてくれてあるやんか。それは、その地区は町にいつ申し入れしはるんやろ。

委員長 峯川環境対策課長。

環境対策課長 戸別収集とステーションの選択制なんですけど、その自治会等で、当然まとめてご報告いただいて、ここはっていうご意見いただいてもいいと思うんですけど、基本的には各ご家庭で判断していただいて、ステーションも当然回ります。で、ステーション回って、そのまま足でと言いますか、あの戸別も回ってで、そこが例えば開発とかで集約されているのはどこでしたら、そこにすべてあって、ないけれども一応回ると。それでできるだけ集めたい人もあれば、自分の家の前に出したい。そういうところでありますので、例えばそれ以外に議長がおっしゃいますように、自治会で申し入れを受けましたら、そこに関してはそういう理解で委託業者と調整して効率化を分かってまいりたいと思っております。

議長 それと今モデル地区で、例えば通行の妨げになるとかというような苦情は入ってない。

環境対策課長 戸別収集出してもらうのは、道路際の敷地内になってますので、基本的には道路には出さないということなので、昔の出し方でしたら、道路に置いたりとか、今でも置き場はあると思うんですけども、敷地内の道路際に取りれるところに置いてもらうということですので、それで通りにくいということの意見は聞いておりません。

議 長 聞きたかったのは、収集業者。ステーション、ステーションやったらスーッと走るわな。ほんで積んでスーッと走るわな。戸別収集の1件ずつ積まなあかんやんか。そういう、まあ言うたら委託業者が通行の妨げになるような苦情が出てないかな。

環境対策
課長 委託業者から通行は4月からもう全くその辺のご意見は聞いておりません。それまでもないと聞いております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第20号 令和8年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第20号 令和8年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明させていただきます。

補正予算書の12ページから13ページをお願いいたします。

はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第4目 医療対策費で、高額療養制度改正に伴う福祉医療システムの改修業務委託料として、55万円の増額、第8目 介護保険事業繰出費で、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修にかかる特別会計への繰出金として、70万2千円の増額、第9目 総合保健福祉会館管理運営費で、空調設備改修工事において、建設資材等の高騰が見込まれるため、940万円の増額をお願いしております。

次に、第4款 衛生費、第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費で、指定ごみ袋の作成における原材料の高騰により、1,300万7千円の増額をお願いしております。以上が、歳出の補正内容であります。

続きまして、歳入予算の補正についてであります。

10ページから11ページをお願いいたします。

第22款 町債、第1項 町債では、第2目 民生債で、総合保健福祉会館の空調設備改修工事の増額に伴い、その財源として、940万円の増額をお願いしております。以上が、歳入の補正内容であります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 継続費補正についてであります。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費で、総合保健福祉会館空調設備改修工事にかかる建設資材等の高騰に伴い、令和8年度で940万円、令和9年度で560万円、合計1,500万円の増額をお願いしております。

次に、第3表 繰越明許費についてであります。

世界的な半導体不足の長期化等に伴い、自動車の生産スケジュールが不安定となっており、年度内に事業完了が見込めない可能性があることから、第3款 民生費、第1項 社会福祉費における公用車購入事業について、287万3千円の予算措置をお願いしております。

以上で、議案第20号 令和8年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 前報告があったのかもわかりませんが、教えてもらいたいの、空調機の改修工事です。これは来年度までありますけども、いつまでかかるんでしょうか。

委員長 徳田健康対策課長。

健康対策 課長 齋藤委員	工事につきましては、令和８年度、９年度で予定しております。 ９年度まるまるかかるのか、いつまでかかるのか。
健康対策 課長 齋藤委員	予定では、９年度の１２月に竣工予定となっております。 もうちょっと詳細に教えてもらいたいんですけど、空調設備のどの辺、全部、１階、２階各部屋全部やるんでしょうか。
健康対策 課長	総合保健福祉会館内の空調の方を全て新しく交換させていただくこととなります。緊急防災減災事業債の方を利用して着工させていただく予定になっております。
齋藤委員	はい、わかりました。
委員長	ほかにごいませんか。 中川議長。
議 長	４ページが一番下の地方債の補正なんやけど、約９００万ほど増えたんやけど、これ、この前の地方債の３％から上限５％に、見直しとかんと借りれない場合が出てくるということがあったやんか。この９００万ほどのやつは、どんな利率で借りたいんやろ。
委員長	加藤副町長。
副町長	前回の７年度の繰越事業については、利率の変更でさせていただいてますけれども、令和８年度については当初から税率５％で設定させていただいておりますので、その予定でございます。
委員長	他にございませんか。

(な し)

委員長

議案第20号 令和8年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認いたします。

次に、(2) 令和7年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 竹山国保医療課長。

国保医療
課長

(2) 令和7年度国民健康保険税の不納欠損について報告いたします。資料2をご覧ください。

地方税法の規定に基づいて、令和7年度の国民健康保険税の不納欠損処分を行ったものについて、ご報告するものでございます。

(1) 事由別内訳表であります。全体では、44人、金額で5,024,064円の不納欠損処分を行いました。

内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

「地方税法第15条の7第4項」につきましては、滞納処分する財産がないなどで滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅したものでございます。

「地方税法第15条の7第5項」につきましては、相続人の不存在等で滞納処分する財産がなく、納付する義務を消滅させたものでございます。

「地方税法第18条第1項」につきましては、5年間の時効により徴収権が消滅したものであります。これらにつきましても、財産調査を行い滞納処分できる財産がなかったため、滞納処分の停止を行っておりましたが、停止3年後の納付義務の消滅より先に時効の到来となってしまうため、到来前に改めて財産調査を行い、滞納処分できる財産がないことを確認したうえで、地方税法第18条第1項による不納欠損をさせていただいたところでございます。

次に、裏面をご覧ください。(2) 年度別内訳表でございます。

令和7年度不納欠損処分について、年度別の件数と不納欠損額を表したものでございます。

次に、下の表をご覧ください。(3) 不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の状況を表しております。件数、金額ともに昨年度より減少してお

りますが、年度の状況によりまして増減しているところであります。

この国民健康保険税の滞納対策につきましては、滞納者との接触機会をより多く確保するとともに、納付相談や納付指導により、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めているところであります。また、滞納者の担税力の調査、差押え等も積極的に行い、被保険者の負担の公平性を確保していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、令和7年度国民健康保険税の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川議長。

議長 44名の方の不納欠損で、40歳未満の人って17人程いはるのかな。

委員長 竹山国保医療課長。

国保医療課長 年齢による集計、個別付帯事項のですね、属性による集計っていうのは、特段に行っておりませんので。ちょっと人数によるお答えっていうのは申し訳ない、ちょっと今できない状況です。

議長 次に出てくる介護保険、不納欠損が27人。介護保険ってたぶん40歳からやったんかな。で、国保が44人ということは、たぶん40歳に到達してない人が17人、あんまり意味ないことやけど、そうちょっと思ったから。

委員長 中原住民生活部長。

住民生活部長 介護保険の方のこの不納欠損の人数につきまして、まず介護保険料につきましては、第1号被保険者と第2号被保険者という区分がございまして、こちらは第1号被保険者の不納欠損となります。市町村が付加をし徴収する、それが65歳以上の方、介護保険になりますので、40歳から64歳までは第2号被

保険者と言いまして、各健康保険とかで引かれておりますので、介護保険の人数というのは65歳以上の方となります。

議 長 2号、介護保険の2号、2号が入っていることやな、国保の、ちゃうな。2号。

住民生活 国保の被保険者と申しますのは、基本的な年齢は75歳以上は後期高齢にな部長
りますけれども、その未満の方で、社会保険等に参加されてない方になりますので、年齢的には幅が広いということになります。

議 長 国保と介護と、この人数のだいぶ開きがあるやんか。これはだから2号の介護の人が入っていることやな、せやから。

65歳以上の人やな、これ不納欠損、介護はな。だから65歳までの人の国民健康保険の加入者やな。人数の差は。

住民生活 介護保険の中でも65歳から75歳未満の方も国保の方がいらっしゃいます部長
よね、だからそこは重複しています。65歳未満の方の国保の全て、おおよそ学生から社会人になられたあたりから75歳までの国保の被保険者がいらっしゃいますので、その中で不納欠損がこの人数になり、介護保険の場合は65歳以上の方で、普通徴収の方になりますので、その部分は重複している部分とちょっと分かれている部分と。

議 長 いや、せやから65歳以下の方が2号なんや。被保険者以外の方が、国保の方におることやろ。いやなんと言うたら、国保は払わへんけど、介護を払うというような形の人っておらへんやろ。どっちも不納欠損なんやったら一緒やんな、たぶん。片方だけ払っている人、そんなおらへんな。

住民生活 国民健康保険の被保険者、不納欠損されている方、どちらもちょうとその辺部長
の名よせはしておりませんので、詳細な「そうです」とは言い切れないんですけれども、介護保険の方は、まず「特別徴収」と言いまして、年金からの天引

きってというのが原則です。国保の方は、特別徴収は選択制になってます。なので、介護保険の方では、年金で納められて、既にもう引かれてる方で、その健康保険の方では、もう普通、年金天引きをされてない方、そこで滞納されている可能性はございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、(3) 令和7年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長

それでは、(3) 令和7年度 介護保険料の不納欠損についてご報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料3をご覧くださいませでしょうか。

令和7年度では、令和8年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づき、徴収することができなくなった介護保険料について、納付者実人数で27人分、101万7,240円を不納欠損処分しております。

不納欠損処分した事由でございますが、介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効によるものであります。

これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから未納のお知らせ、納付の督促、催告等を行ってまいりましたが、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損処分を行ったものでございます。

下の表ですが、今回、不納欠損処分いたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。令和3年度から令和5年度の3か年分となっております。

次に、資料の裏面をご覧ください。

(3) 不納欠損の状況といたしまして、令和2年度から令和7年度までの不能欠損処分を行った納付者の実人数と保険料の推移をお示ししております。

令和7年度の不納欠損額は、前年度と比較いたしますと、納付者数は前年と同数の27人、不納欠損額では、26万1,760円の増となっております。

介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、令和7年度介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川議長。

議長 去年も27人やったかな、今年も27人。第1号被保険者って言わはってんな、部長。それから65歳以上の保険者やろ、被保険者。今後、なんか収入が増えるとかいう見込みって少ないと思うやんか。それから、こういう普通徴収で不納欠損しゃなあかんような人は、今後ずっとそうになっていくんやろうな。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 今回、不納欠損処分をさせていただいたのが、収入によって介護保険料というのがやはり決まってくるので、前年度ある一定の収入があって、これだけの保険料がかかってきたものが、収入が減ってお支払いになれないということもあります。そうなりますと、収入が減りますと、次の年の介護保険料は下がってまいりますので、一概に今回不納欠損処分させていただいた方が、今後、もう納付することができないということにはならないものがあるというふうに考えております。

議長 それは保険料安くなったから払えるっていう方も出てくるかもわからんけど、そんなに保険料って高いものでもないと思うねんやんか。安くなったところでしれたと思うねんけども。そんな差出るのかな。払えんやった人が払えるぐらい安くなるの。

福祉課長 保険料につきましては、例えば前年の合計の所得が、ご本人の課税状態であって、すごく極端な話をしますと、保険料の全額としましては、1万6,940円から15万920円までの間のこの段階がありますので、個々それぞれの状況によると思いますけれども、一番負担が少ない保険料となりますと年額で1万6,940円、こちらの負担をお願いしておりまして、そうですね、担税の能力といいますか、負担能力に応じてお願いをしておるところになります。

議 長 それはようわからへんけどね。たぶん払えない人って、ずっと同じ人払えない人の方が多いと思うねん。こんなんはなんか手立てってないのかな、副町長。こんな人はずっと払えないままで置いとかなしやあないんかな。

委員長 加藤副町長。

副町長 滞納者についてはここ3年、いずれも27人ということで、全てが全てこれ同じ方ということではないのです。先ほど、課長申しあげましたように、やっぱり所得の変動があって、一時的で負担が重くなってお支払いできなかった方がおられます。

それと、議長述べられている通り、やっぱり一定額で非常に、年金とかそういう部分以外で債務を抱えられているとか、そういった事情っていうのもございますので、一概に全てがということはないんですけれども、やっぱり一定数、議長述べられているように、非常にそういった事情で納付が困難ということがありますので、一般的な考え方で申しあげますと、やっぱり所得に応じた負担額になっておりますので、通常ですと当然お支払いいただける金額ですけれども、やっぱりその方の生活状況にそういった一定の負債があるとか、そういった事情はやっぱり重なってまいりますので、その辺は個々に状況を見ながら調整をできるだけさせていただきたいというふうに考えています。

議 長 今、副町長言わはるように、個々の借金がなくなったから保険料払えるようになってとかいうようなパターンでまた払ってもらえる人が出てくるとい

とも考えられるけど、何かそもそも、ずっと払われへん人って、重なってる人おるんやろなと思ってしまうやんか。全然ちゃう人がずっと毎年毎年3年に1回こう出てくるって思われへんし、そういうずっと滞納される人っていう人に対する手立てというのはないんかな。これはしゃないのかな。

副町長

折り返し申し訳ないんですけども、やっぱりこの介護保険料というのは、やっぱり収入に応じた課税になっています。それは当然低い段階になりますと、金額も1万なんぼということで、ご負担いただける範囲の設定になっておりますので、そこはやっぱりそれ以外の料金を納めるのが苦しいっていう要件っていうのが、個々事情が、何らかの事情があると思いますので、その債務がずっと続いているようでしたら、おっしゃられるように、ずっと収められない状態が続いていくというのも考えられますので、そのあたりはそこまでいくと、日常生活自体が非常に困難であるという風な考えもございますので、そういったところは別途、違う福祉のサービスということも考えていく必要がありますので、そこはやっぱりそれぞれに応じて、ちゃんと生活がきちんとできるような相続体制はしていきたいというふうに思います。

議 長

今、副町長言うてくれはったように、やっぱり国民年金で6万8千円ほどかな支給されるのが。だからその中で例えば1万6,500円払うって無理な話やん。だからそういうずっとそういう支払能力のない人については、今副町長言うてくれるように、生活保護を受けてきちんとした生活できるように、行政の方からも手助けできるようなことをしたってくれてるんかな、したってくれてるんやったらそれでええねんけど、できたらそういうこともしたってくれたらなと思うわけで。

副町長

その関係につきましてはね、介護保険料については、あの生活保護の担当している福祉課がやっておりますので、当然課の中で連携はできますし、斑鳩町役場庁内においても税の負担で、納付相談、国民健康保険料も含めて税も含めて納付相談があった場合、そういった方を見かけますと、福祉の方に本人の意向を確認しながら、あのつなげるようなことは日常もさせていただいております。

す。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、（４）令和７年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 竹山国保医療課長。

国保医療
課長

各課報告事項の（４）令和７年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について報告いたします。資料４をご覧ください。

（１）事由別・年度別内訳表であります、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、令和７年度において後期高齢者医療保険料の不納欠損処分を行ったものでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律第１６０条の規定に基づき、２年の時効により徴収権が消滅したことによるもので、人数が６人、金額で２４１，８００円であります。

次に、（２）不納欠損処分の推移としまして、令和２年度からの不納欠損処分の件数と金額を記載しております。

後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険税と同様、滞納者との接触の機会をより多く確保し、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、令和７年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長	他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 大塚福祉課長。
福祉課長	福祉課から１点、ご報告がございます。 愛の訪問サービスの終了についてでございます。 本町では、奈良ヤクルト販売株式会社のご協力のもと、最大で週に３回、定期的に利用対象者の居宅に訪問し、乳酸菌飲料を配布することにより、当該利用者の見守りと安否確認を行う愛の訪問サービス事業を実施してまいりました。 しかしながら、奈良ヤクルト販売株式会社から、配布に係る人的配置等の都合により、現在の形での事業継続が困難である旨のお申し出がありまして、同社と協議を重ねてまいりましたが、本事業の根幹である「最大週３回の訪問によるきめ細やかな見守り」を維持継続することはできないとのことで、令和８年３月末をもちまして、本事業を終了させていただくこととなりました。 事業終了に伴い、見守りが必要な対象者につきましては、緊急通報装置の設置や配食サービス事業、安心サポートごみ収集事業など、他のサービスの利用も含め、それぞれの状況に合わせて対応してまいります。 以上、愛の訪問サービスの終了についての報告とさせていただきます。
委員長	峯川環境対策課長。
環境対策課長	それでは、環境対策課より、塵芥収集車エンジンストールに伴う損害賠償請求事件について、ご報告させていただきます。 本事案につきましては、これまでの本委員会でも報告させていただき、令和７年３月議会で、訴えの提起について議決をいただきまして、現在、被告側のマツヤ石油と訴訟中であり、口頭弁論に向けた裁判所・被告側との準備手続き、主張書面や書証などのやりとりを進めているところでございます。 本件につきまして、先日、令和８年５月２２日に開催されました、第９回期日におきまして、裁判官から、原告側・被告側に対しまして、和解についての考え方について確認がありました。 裁判官から、被告側に対しまして、和解となった場合に、損害賠償請求額

4, 160, 090円について、どの程度まで支払いが可能か、負担割合を確認し、次回期日に報告することとされたところでございます。

次回期日、6月24日におきまして、示された内容を踏まえ、本町としましても、今後、どのように対応していくか、検討を行いたいと考えております。

訴訟中の案件、経過であり、詳細な内容・説明は控えさせていただきますが、今後の期日での進展、被告側からの支払い可能額等も踏まえまして、顧問弁護士とも相談、協議の上、和解についての考え方、対応について、検討してまいりますとともに、本委員会に、ご報告申しあげてまいりたいと考えております。

以上、塵芥収集車エンジンストールに伴う損害賠償請求事件についてのご報告とさせていただきます。

委員長

佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

子育て支援課から1点ご報告させていただきます。

民間保育施設の保育定員拡大に係る施設改修の支援について、令和8年2月13日の厚生常任委員会で報告の上、令和8年度予算として可決いただき、令和8年夏に、認定こども園法隆寺幼稚園において施設改修を行い、令和8年10月より受入人数増に対応する予定です。すめておりました。

国からは、6月1日に交付決定を受け、運営主体である学校法人斑鳩学苑において事業着工に向け、現時点での施工費用を調査しましたところ、中東情勢の緊迫化に伴う物価の高騰の影響や一部仕様変更により、予算要求時よりも高額となる見込みであることが判明しました。

当初予算額では、歳出で1,549万1千円を計上しておりましたが、現時点での見込み額で算出した歳出見込額は2,631万7千円で、1,082万6千円の増額となります。

このことから、町といたしましては保育ニーズの充足をはかるため、この増額に対応し、民間保育施設の支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、施設改修を予定どおりにすすめ、今年秋からの受入児童数増を行うために、6月議会最終日におきまして、補正予算を上程させていただきたいと考

えておりますので、委員みなさま方におかれましてはご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

委員長 この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。 中川議長。

議 長 最後の子育て審査の報告やけど、毎年何名か待機児童出てる中で、大変町としてはありがたい話やし、補正に対してとやかく言うことは全然ないねんけど、なんで今のこんなタイミングで、もっと早くで試算できへんだったら、なんで今このタイミングで出てきてやろ。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支
援課長 大変申し訳ございません。この事業は、国の就学前保育施設整備交付金の補助金を活用しており、国の内示を受けるまで事業を着手することができません。一方で、春以降、中東情勢の緊迫化に伴う物価の高騰等の影響により、様々な部材の値上がり、また資材不足などにより、工事費用が不安定な状況にありましたことから、運営主体の法人におきましても、国の内示を見極めてからの価格調査となったためでございます。大変申し訳ございません。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、3. 各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。 奥村委員。

副委員長 クーリングシェルの現状と町民の皆様への周知についてお伺いしたいと思うんです。

今年の夏は去年以上にまた酷暑になると見込まれておりますので、どのよう

に今その現状、また周知についてお考えかお伺いいたします。

委員長

徳田健康対策課長。

健康対策
課長

クーリングシェルターについてですが、令和6年5月1日に町内の公共施設7か所に設置をさせていただいた後、令和6年7月に町内の郵便局3か所、令和7年の6月にイオン斑鳩店、あと町内の薬局8か所を追加させていただき、現在19か所をクーリングシェルターとして指定しているところでございます。このクーリングシェルターにつきましては、気候変動適用法によりまして、運用期間が定められておりまして、毎年4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までというふうに定められておりますので、今年度におきましては、4月22日から10月21日という形になっております。

それに合わせまして、既にホームページの方では、クーリングシェルターの利用等についても啓発をすでに行っております。さらに、6月15日のお知らせ版につきましても、このクーリングシェルターの利用と、あと熱中症警戒アラートのメール配信サービスの利用等についても啓発をさせていただいているところです。

また、国や県の方からもポスターの周知等もまわってきておりますので、熱中症対策についても、啓発の方を進めていきたいと思っております。

奥村委員

はい、ありがとうございます。わかりやすい周知、住民の皆さんが利用されますので、本当にわかりやすい周知に努めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それではないようですので、ここで委員の皆さんに当委員会の視察のテーマについてを相談させていただきます。希望されるテーマなどがありましたら、

皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 齋藤委員。

齋藤委員 ゼロ・ウェイスト宣言されてですね、来年度でも10年経ちますので、斑鳩町も頑張っていていただけますけども、ゼロ・ウェイスト宣言されたまちで頑張っているところ、どのような取り組みされているのか、視察をさせていただいて、また来年度以降にも繋げていければと思っております。

委員長 他にはいかがですかでございますでしょうか。

(な し)

委員長 他にはないようですので、私から皆様にひとつご提案があります。
令和8年4月より生駒市清掃センターに斑鳩町の可燃ごみを搬入し、処理を行っておりますので、この生駒市清掃センターへの現地調査を提案させていただきたいと思っております。

今、提案いただいたテーマ、私から提案させていただいたテーマの他に、希望されるテーマがありましたら、6月末までに私か議会事務局にお申し出をいただき、そのテーマも含めて視察先等の調整をさせていただき、次回、8月以降の委員会で視察先の確認をしたいと思いますと思いますが、このように進めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

4. その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時16分 閉会)